

講義資料編

1 動産物権変動・一般

Q5-01 動産物権変動の対抗要件に関する178条が、広く不動産物権変動全般について登記を要するという旨の規定となっている177条とは異なって、動産の譲渡（意思表示による所有権移転）についてのみ引渡しという対抗要件を必要としているのはなぜか。

Q5-02 178条の「引渡し」は、占有移転を意味し、占有の承継取得を規定する182条から184条が適用されるとされている。また、占有には、直接占有と間接占有（代理占有）、自主占有と他主占有という区別もある。そこで、売主をA、買主をB、Aからの受寄者が登場する場合にはそれをCとし*、現実の引渡しの例に倣って次の表を完成させなさい。

引渡しの態様	事 例	引渡し前の占有の性質	引渡し後の占有の性質
現実の引渡し (182条1項)	通常の売買	A：直接占有・自主占有 B：未占有	A：占有喪失 B：直接占有・自主占有
簡易の引渡し (182条2項)		A： B：	A： B：
占有改定 (183条)		A： B：	A： B：
指図による占有移転 (184条)		A： B： C：直接占有・他主占有	A： B： C：直接占有・他主占有

*注 反対説も強いが、判例（最判昭29年8月31日民集8巻8号1567頁）は、受寄者は178条の「第三者」ではないとするから、BがCに返還請求をするには、引渡しを受けていなくても良いことになる。

2 立木等の明認方法

Q5-03 明認方法とは何か。立木法（明治42年法律22号）によれば、地盤とは独立に立木を登記して取引の対象とすることができるし、他人の土地に植林をして育てる場合には地上権設定という方法もある。それにもかかわらず、明認方法による取引慣行が発展したのはなぜか。

Q5-04 次の場合、土地甲に生育している立木乙について、Xは、Yに対して、所有権の取得を対抗できるか。

- (1) XがAから譲り受けた乙について明認方法を施した後で、Aから乙を含む甲を譲り受けたYが、甲について所有権移転登記を行った場合。
- (2) (1)の事例で、Yが乙を含む甲を譲り受けた時点では、立木にXが行っていた明認方法であった墨書は存在していたが、Yの移転登記時には、その木が伐採されるなどして消えていた場合。
- (3) XがAから乙を含む甲を譲り受けたが、甲について移転登記を行わず、乙について明認方法だけを施した。その後、Aから乙を含む甲を譲り受けたYが、甲について移転登記を行った場合。
- (4) XはAに地盤甲だけ売り、Aは甲につき移転登記を行った。Aは、乙についてXが明認方法を施していないのに乗じて、自分が乙も所有していると称し、その言を信じ乙を含む甲をAから買い受けたYが、甲につき移転登記を行った場合。
- (5) XはAから裸の山である甲を買い、自ら乙を植林したが、甲について移転登記を行わなかった。Aは、生育した乙についてXが明認方法を施していないのに乗じて、自分が乙も所有していると称し、その言を信じ乙を含む甲をAから買い受けたYが、甲につき移転登記を行った場合。

3 即時取得

Q5-05 Yは知人A（大学4年生）から時価10万円相当の中古のパソコン甲を8万円で買い受け、代金を支払って現実の引渡しも受けた。甲の真の所有者は実はXであったが、Yはそのような事情をいっさい知らず、Aの言を信じた点には落度もなかった。次の場合、XはYから甲を取り戻せるか。

- (1) Xが甲をAに貸していた場合
- (2) Xが甲をAに売り、代金完済まではXが所有権者であるという特約（所有権留保特約）をしていたところ、Aが代金を完済する前に甲をYに売り払った場合
- (3) Xが甲を電車で置き忘れたところ、Aが甲を勝手に持ち去ってYに売りつけた場合

(4) Xから甲を盗んだBが中古ショップAに甲を売り、Yが甲をAの店で買った場合

Q5-06 次の各場合において、目的物甲につき自己の所有権を証明したXは、Yが善意・無過失であっても甲について所有権を主張することができるか。(4)のX以外は、X Y Aなど関係者はすべて行為能力のある成人であるとする。

- (1) Yが、甲を自己の山林で見つけ、誰かが捨てていったものだと判断して、持ち帰り使っている場合
- (2) Yが、自己の債務者AがXから借りて使っている甲を、Aの所有物だと思って差押えを行った場合
- (3) Yが、Xの代理人と称するAの代理権を過失なく信じて甲を買い受け、Aから甲の引渡しを受けて使っている場合
- (4) Yが、Xを成人と信じてXの所有する甲を買い受けたが、Xは実際は16歳で、甲の売却について親の同意を得ていなかった場合（なお、甲は高価な品物で日用品ではなく、誕生日に祖父から贈与された物であったとする）
- (5) Aが、Xから借りている甲を自己の物だと称して、Yに贈与し引き渡した場合

Q5-07 動産であるのに、所有権譲渡について、178条や192条が適用されない物の例を4つ挙げ、これらの物の所有権移転は、どのように扱われるか、前主を権利者だと信じた者はどのように救済されるかを説明しなさい。

4 動産物権変動における対抗問題と即時取得の関係

Q5-08 11月7日にXはA古書店で長年探していた古書甲を見つけた。しかし、甲は5万円の値札が付いており、Xは現金の持ち合わせもなかったし、A古書店ではクレジットカードによる決済を行っていなかった。そこで、店番をしていたアルバイト店員のBに相談したところ、Bは、Xが1週間以内に現金を持って来てくれるなら、取り置いておくとのことであった。そこで、Xは、頭金も支払わずに名刺だけを置いて帰った。

ところが、Bは退出時に店主AにXの話を伝えておくのを忘れてしまった。6日後の11月13日、Aが店にいるときに、Yが甲を買い受けたが、Yも5万円の持ち合わせがなかったので、頭金1万円を支払い、翌日取りに来るとして帰った。

11月14日、またBが店番をしているときにYが来訪し、残金4万円と引き換えに甲を持ち帰ろうとした。Bは、甲はすでに売約済みで今日買主が引取りに来るので渡せないと言った。Yに伝え、さらにXに電話で連絡しようとしたが、Xには連絡がつかなかった。Yが店に帰ってきたAに詰め寄って、4万円を押しつけるようにして甲を受け取り、帰ろうとしたちょうどその時に、5万円を持ったXが店にやってきて、それは自分の物だと主張した。

- (1) 11月7日の段階でXとAの間で売買契約が成立していたと認定された場合、判例の見解によれば、XとYのいずれが甲の所有権を取得できるか。
- (2) (1)の場合に、買主への所有権移転には代金の支払いもしくは引渡しを要するとする考え方を採ればどうか。

5 動産・債権譲渡特例法による動産譲渡登記

(最先端の問題であるうえ、集合動産譲渡担保の問題に関係するため、この段階では取り上げません)